

バザー開催のお知らせ

まだ先の話ではありますが、今年も5月にバザーを開催する予定でおります。昨年は初の試みとして、フリーマーケット方式で開催させて頂き、無事に終わることができました。今年も昨年同様にフリーマーケット方式での開催を予定しており、今準備を進めている段階となります。すでにチラシ等でご存知の方もおられるかも知れませんが、フリーマーケットの募集は開始しております。来月の紙面においては空き区画数等もご報告出来るかと思っておりますが**応募締め切りは4月30日**となります。また出店に際しての細かい詳細につきましても次号以降にご報告出来ればと思っております。皆様からの多くの出店をお待ちしております。

日時 平成31年5月19日(日)
10:00~14:00(予定)
場所 シャローム若葉 若松事業所
一区画 1,000円



※写真は昨年の様子

～家族の会サロンより～
家族の会サロンは**毎月第3木曜日**に若松事業所ふれあいサロンにて**13:30~15:00**まで開催中です!
次回の開催日
3月21日、4月18日

シャローム若葉 各サービス空き情報			
第1デイ	空きがあります。お住いや曜日によって条件が異なりますので、ご相談頂ければ対応させていただきます。	訪問介護	(月)△ (火)○ (水)○ (木)△ (金)○ ご希望に副える様対応させていただきます。
第2デイ	空きがあります。お住いや曜日によって条件が異なりますので、ご相談頂ければ対応させていただきます。	虹の家	現在、満床ではありますが、本入居の為に入居受付が必要となります。随時受け付けておりますので、ご連絡下さい。

若松台ふれあい広場 水墨画展



発行：社会福祉法人 三育ライフ
シャローム若葉
理事長：東海林 正樹
施設長：高幣 義嗣
広報委員会：岩井由紀子・芳賀卓・永島慎志
お問い合わせ先：
info@shalomwakaba.com
HP: <http://www.shalomwakaba.com/>

シャローム若葉 桜木本部
第1デイサービスセンター TEL: 043-234-5111
第2居宅介護支援事業所 TEL: 043-308-8588 FAX: 043-234-5119 (共通)
シャローム若葉 若松
第2デイサービスセンター TEL: 043-235-4866 FAX: 043-235-4850
若葉放課後等デイサービス TEL: 043-235-4865 (第2デイ・放課後等デイ共通)
グループホーム虹の家 TEL: 043-235-4867 FAX: 043-235-4868
ライフハウス
居宅介護支援事業所 TEL: 043-214-3450
訪問介護事業所 TEL: 043-214-5567 FAX: 043-234-8411 (訪問・居宅共通)
福祉用具貸与事業所 TEL: 043-309-8598 FAX: 043-234-8412 (福祉用具)
千葉市あんしんケアセンター 桜木
TEL: 043-214-1841 FAX: 043-214-8787

【編集後記】年度末となりました。1年間試行錯誤しながら、何とか「こんにちは」を発行する事が出来ました。紙面を使ってやりたい事やお伝えしたい事が上手く伝えられたか、不安ではありますが、皆様には紙面を通じて「介護」を知ってもらえたら、「シャローム若葉」を知ってもらえていれば幸いです。来年度も頑張ります。(N)



こんにちは

2019年
3月号

いのちを敬い いのちを愛し いのちに仕えることによって 神の愛の実現に奉仕する

HP/<http://www.shalomwakaba.com>

平成31年3月15日発行



3月はひな祭り! ひな祭りの様子はシャローム若葉HPの動画チャンネルからご覧ください!

地域と福祉のあんしん懸け橋

隣人愛に生きるために

世界各地で難民の問題が日に日に深刻さを増してきています。国を追われた多くの人たちが安住の地を求めています。目的地に辿り着くまでどんなに多くの犠牲を払わなければならないことでしょうか。旅の途上での不安や戸惑い、苦難や困難、多々あるに違いありませんが、この難民対応の問題は、当該国やその近隣諸国だけでなく、世界が対応すべき切実な課題なのだと思います。今、世界はこの問題を解決すべく話し合いを重ねていますが、一日も早く適切な解決が与えられるように祈りたいと思います。

ところで、難民キャンプを訪問した時の印象を、一昨年亡くなられた作家の犬養道子さんが次のようにある本に書いておられたことを覚えています。それは次のような趣旨のことでした。

「クルド難民のキャンプに行った時の圧倒的な印象は、鼻を衝く強烈な匂いでした。それは粗悪な衛生状態からくるもので、テレビの映像や新聞の記事からは到底想像の及ばないものでした。」

と記した後に、隣人愛に生きるために必要な

ことは、相手がどんな事態の中に置かれているのかを思いやる想像力と、踏み出す勇気、そしてそれが習慣となっていること、と書いておられました。

確かに、隣人愛に生きるためには、この三つのことは欠かせないことだと思いますが、特に、大事なことは、相手を思いやる想像力なのではないでしょうか。目の前の人がどれほど不安を覚え、痛み、苦しんでいるか。それを他人事としてではなく、どれほど自分のこととして思いやることができるか、この相手に寄り添った想像力こそ、隣人愛に生きるための最初の一步のように思われます。

聖書には「自分を愛するようにあなたの隣り人を愛せよ」と記されていますが、社会福祉法人三育ライフは、この隣人愛に生きることを理念として、事業を運営しています。シャローム若葉の働きが、少しでもこの隣人愛にかなったものとなり、利用者の皆さんの祝福となるように願っています。



社会福祉法人三育ライフ
理事長 東海林 正樹

シャローム若葉一言掲示板

各事業から一言メッセージを掲載させて頂きます。
興味を惹かれる内容がございましたらお気軽にお電話下さい。
次回は5月号にて第2デイ、第1居宅、訪問介護、福祉用具、放課後等デイサービスの5事業所の予定となります。お楽しみに！



あんしん	虹の家
第1デイ	第2居宅
給食部門	

右ページに紹介されていますが、入浴室の水道設備改修を行いました。今年、当施設は25周年を迎え、色々と老朽化が目立ってきています。ご利用者の皆様には時折ご迷惑をおかけする事になるかと思いますが、極力影響の出ない様にサービス提供にあたりたいと思っております。第1デイ

虹の家の現在のご入居状況は18床全てご入居頂いております。男性2名 女性16名。今月満100歳をお迎えになられる方を筆頭に90代7名、80代8名、70代2名と皆様ご長寿で元気に過ごされています。3月に笑顔の素敵な新しい職員が増えました。虹の家

特殊詐欺に注意!!
元号の改元を理由に銀行のキャッシュカードを送付させる詐欺が発生。
銀行を装い、キャッシュカードを郵送させる手口は詐欺です。騙されないよう注意してください。
不審に思ったら、返信・返送せず周りの人に聞いてください。
あんしんケアセンター桜木

誕生会メニューの紹介
第一給食では誕生月の利用者様に下記メニューの中からお好みの物を選んで頂いております。
・鰻丼・しらすとびっこ丼
・オムライス・盛りそば(かき揚げ付)
・ラーメン・ハンバーグ・かき煮
1番人気は・・・鰻丼です!
誕生月ではないご利用者様にも「変わりご飯」を提供しております。
3月の誕生会は...3/19「カニカマ飯」
3/20「菜の花ご飯」3/22「赤飯」です。第1給食

映画「ピア」～まちをつなぐもの～
ヒューマンラストシネマ有楽町
4月26日 公開決定
在宅医療という高齢化社会の大きな課題に取り組みしていく感動の物語。
是非 ご覧ください! 第2居宅



シャローム若葉HPにはポスターと公式HPや予告動画のURLが掲載されています!
是非一度チェックしてみてください!!

第1 デイサービス水道設備工事

2月18日から22日の間、第1デイサービスにおきまして設備老朽化に伴う水道設備改修工事を実施致しました。(もちろん清掃や手入れはしておりますが)内装もさることながら、水道設備においても25年の年月が経過しており、その経年劣化に伴う工事となりました。

工事を行うにあたってはご利用者の方々には入浴サービスが提供出来ない事態となってしまう、皆様にご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

工期予定も当初の22日から1日早まり、21日には工事全工程を無事に終えることが出来、22日には入浴サービスを再開する事が出来ました。

工事期間中は、ご希望を皆様に伺い、清拭と足湯を提供させて頂きました。

普段はあまり多く行わない清拭や足湯でしたが、ご利用者の方々からは概ね好評で、「たまに(足湯を)やってもいいんじゃない?」と嬉しい発言もありました。なんとか無事に1週間過ごすことが出来ましたことは、ひとえに皆様のご理解とご協力のおかげです。ありがとうございました。

今後しばらくは浴室が使用出来ないという機会はないと思いますが、ご要望があれば、足湯等やってみても良いかな?と思いました。



架空請求・詐欺にはご注意を!!

テレビや新聞などでも頻繁に取り上げられていますが、現在千葉県に限らず日本中で詐欺が横行しています。またあんしんケアセンター桜木の一言掲示板にも記載されていますが、今年の5月に行われる改元までも詐欺の材料に使うなど、手口も巧妙かつ多岐に渡っています。

右下の書面は、シャローム若葉のスタッフの母親に届いたハガキで、それをお預かりしたものです。内容として不安を煽る文面が並びますが、概要としては以下のような事が記載されています。

- 1、存在しない公的機関風の名称を名乗っている。
→右の民事訴訟管理センターなどは存在しない。
- 2、消費料金に関する訴訟最終告知とある。
→しかしながら「どこ(会社や組織)」が「誰」を訴えているのかは、一切記載されておらず、裁判の日付すら記載されていない。
- 3、「訴訟」「裁判」「差し押さえ」等の不穏な文言が並ぶ。
→ハガキ一枚で訴訟や裁判等のやり取りはしない。
(本物は来て欲しくありませんが)かならず封書で裁判所から来ます。

こうしたハガキの一番の目的は「もしかしたら本当かも・・・?」と「**相手を不安**」にさせる事です。

一番大事なのは、身に覚えのない請求は「**無視する事**」ですが、もし誤って電話をかけてしまった場合には「**警察(110番)**」もしくは「**消費者ホットライン(188番)**」、「**千葉県消費生活センター(043)207-3000**」に連絡をしましょう。

総合消費料金未納分訴訟最終通知書

管理番号(ま)265

この度、貴方の未納されました総合消費料金について、契約会社及び、運営会社から、訴訟申し入れされたことを本状にて通知いたします。

下記に設けられた、裁判取り下げ最終期日までにご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判日程を決定する時出状が発行され、記載期日に指定の裁判所へ出廷となります。尚、裁判を欠席されると相手方の言い分通りの判決が出され、執行官立会いのもと、貴方の給与、財産の差し押さえなどの恐れがございますので、十分ご注意ください。

民事訴訟及び、裁判取り下げなどのご相談に關しましては当センターにて承っておりますので、下記窓口へお問い合わせください。
尚、個人情報保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

取り下げ最終期日 平成31年2月21日
民事訴訟管理センター
東京都千代田区蔵が関3-1-101
消費者相談窓口03-5877-2141
受付時間 9:00~18:00(日・祝を除く)

詐欺